

地域と市が連携したまちづくりが進められます

11月定例会の概要

平成30年11月定例会を次のとおり開催しました。

11月27日	本会議（委員長報告（決算）、議案上程（委員会付託））
11月30日	本会議（市政一般質問、追加議案上程・審議）
12月3日	本会議（市政一般質問）
12月4日	本会議（市政一般質問）
12月5日	本会議（市政一般質問、追加議案上程（委員会付託））
12月6日	常任委員会
12月7日	常任委員会
12月10日	常任委員会
12月12日	特別委員会
12月14日	本会議（委員長報告）

●議決結果（詳細はP6、8及び12）

決算認定15件
市長提出議案 可決41件（修正可決1件含む）、人事案件同意1件、専決処分承認1件、専決処分報告2件、否決1件

なまちづくり計画に基づいて事業を立案し実施します。ほかにも、協議会内の情報共有や相互連携、地区内の住民等に対する情報発信、協議会への参加促進、自治会等地区の団体の公益的な活動への参加促進を行います。

協議会の認定要件としては、活動区域が市立の小学校の通学区域又は連合自治会の区域を基礎とする区域であること、地区を代表する団体で地区の様々な課題に対応できること、規約又は会則を有していること及びまちづくり計画を策定していることです。

一方、長崎市は、協議会に対し「人・拠点・資金」の3つの視点で支援します。人に関しては、協議会の設立・運営の支援やリーダーの発掘・育成等、拠点に関しては、地区公民館のふれあいセンターへの移行や公共施設活用の相談対応、資金に関しては、協議会の事業経費等を対象とした交付金による財政的支援を行います。

○9月定例会での主な意見

付託された総務委員会では、協議会の仕組みや既存組織とのすみ分けについての疑問など、さまざまな課題により協議会設立に向けた検討に至っていない地区への対応の必要性、条例に基

地域では自治会をはじめ、さまざまな団体が各分野で活動を行っていますが、それらがつながることで、さらなる活動の広がりや重なった活動の整理、新たな人材の発見といった効果が期待されます。

このつながりを強くし、多様化する地域課題を自分たちで解決できる地域となることを目指し、9月定例会において、第84号議案「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」が提案されました。しかしながら、9月定例会においては、整理すべき課題があり、さらに慎重な審議を尽くす必要があるため継続審査としていました。11月定例会において引き続き審査し、修正可決しました。

この条例の制定により、長崎市では、各種団体や事業者、学校などが「地域コミュニティ連絡協議会」として連携した地域のまちづくりが進められます。

○条例の概要

条例では、住民等、地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という）、長崎市の役割を定めるとともに、協議会への長崎市の支援や協議会の認定要件等について定めています。

協議会とは、住民等が構成員となり、地域のまちづくりの推進に努める団体で、地域で策定した地域独自の長期的